

○財務省告示第三百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年十一月十九日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年十二月四日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百六十八回、第二百七十二回、第二百七十四回、第二百七十五回、第二百七十七回、第二百八十回、第二百八十五回、第二百八十九回、第二百九十三回、第二百九十六回及び第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十三回、第六十四回、第六十六回、第七十五回、第七十六回、第七十八回及び第七十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算す

十 三	十 二		十 一	九	八	七	六	五
の	経		発	振	最	払	発	募
払	過		行	替	低	込	行	方
込	利		行	単	額	金	額	入
み	子		価	位	面	額	額	決
	率		格		金	額		定
			日		金	額		の

る。数値をいう。次号において同  
じ。を競う。付して行われる入  
札に。よる発行利回り格差の  
各申込みの。うち。の。順次  
さい。も。から。その。応募額を  
割り当てる。から。の。順次  
額。内。金。額。で。二。千。九。百。八。十。八。億。円  
三。千。七。百。九。十。三。万  
二。千。七。百。九。十。三。万  
五。万。円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
額の整数倍の金額によるものと  
する。〇。の。金。額。に。よ。る。の。と  
平成二十一年十一月十九日  
発行対象国債ごと、に。面。額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり  
(二) は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加、次の算  
式により算出する。期日に払い込  
むものとする。〇。期日に払い込

の率前十発行、  
 金の債の第の發は、  
 面債国かま日合に  
 額国象日日期場  
 の象對翌行日  
 債對行の發支る子  
 象對各期す利にな  
 對各×100×  
 發行×100×  
 額總／利号過日  
 各總／利号過日

（零。）／365

(二)

に發行時に、  
 係る所得が、  
 るもとの振替、  
 口座に記載は、  
 のに記しては、  
 金額に算出た、  
 金額にり分た、  
 額（額に百の、  
 時に（たし、  
 住者は、又は、  
 に、は、  
 に出た、  
 は、  
 得税の率を乗じ、  
 控除の率を乗じ、  
 第十号に規定す、  
 發行對象の支、  
 發行對象の支、  
 式に、  
 算に、  
 う、  
 日、  
 日、  
 す、

十四 利 子

各發行對象國債の利率／金額×各  
 發行對象國債の利率／100×1  
 發行對象國債の利率／2

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額面金額）
（別表） （利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・五%	日年平 三成 二月 二十八	九十億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	十年平 日十成 二月 二十七	億二 百七 十三 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・五%	十年平 日十成 二月 二十七	円三 百九 十億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	日年平 九成 二月 二十七	円三 百六 十億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （七十六）	一・五%	日年平 三成 二月 二十七	二十 九億 円

（別表）

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金の支 象回国債の 各発行対 準とす 入札の基 償還金額 償還期限

平成二十一年十一月十九日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

の単利回りとする。

の利率の平均値

された各発行対象債の平均値

債店頭各発行対象債の平均値

日本証券業協会が発表した公社

平成二十一年十一月十六日付で

額（別表のとおり）

金額のつき

百円

十六日付で

（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第九回 第十年 ）庫 九 債 十 券	（（利 第六回 第十年 ）庫 九 債 十 券	（（利 第三回 第十年 ）庫 九 債 十 券	（（利 第九回 第十年 ）庫 八 債 十 券	（（利 第五回 第十年 ）庫 八 債 十 券	（（利 第十回 ）庫 八 債 十 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 三成 月三 二十一	九平 月成 二三 十 日年	六平 月成 二三 十 日年	十年平 日十成 二二 月十 二九	日年平 三成 月二 二十九	日年平 六成 月二 二十八
億四 円十 八	九 十億 円	六 億 円	三 十 八 億 円	二 百 億 円	円二 百 九 十 億	億二 百 六 十 二	五 十 一 億 円	二 十 九 億 円	二 十 六 億 円

（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二月 二十五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五	十年平 日十成 二月 二十四	十年平 日十成 二月 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四
三 億 円	一 億 円	三 十 六 億 円	九 億 円	円百 九十 七億	一 億 円	九 十 八 億 円	三 十 八 億 円	四 百 八 億 円	二 億 円	十 三 億 円